

資料 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第 54 条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 1 号

平成 27 年 5 月 27 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（諮問）

平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来 50 年ぶりに抜本的に改正・公布され、平成 28 年に施行される見込みとなっております。これに伴い、神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の規定について必要な改正を行うことはもとより、不服申立制度における対応が必要となってまいります。

そこで、行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における本県の対応について、貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項及び神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 32 号

平成 27 年 7 月 22 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（答申）

神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項及び神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、平成 27 年 5 月 27 日付けで諮問のありました標記の件について、別添のとおり当審議会の意見を答申します。

1 行政不服審査法における不服申立制度について

(1) 主な改正点について

平成26年6月13日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来50年ぶりに抜本的に改正・公布され、平成28年に施行される予定である。

主な改正内容としては、公正性の向上に向けて、審理員による審理手続の導入及び第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入が、また、使いやすさの向上に向けて、異議申立て手続を廃止し、原則として審査請求に一元化することによる手続保障水準の向上、主観的審査請求期間の60日から3か月への延長、標準的な審理期間の設定による審理の迅速化などがあげられる。

(2) 改正法における審理員による審理手続について

改正後の行政不服審査法（以下「改正法」という。）においては、審理員が審査請求の審理を行った上で、審理員意見書を添えて行政不服審査会等に諮問し、その答申を受けて審査庁が裁決を行うことになる。審理員は、審査庁の職員のうち、審査請求に係る処分に関与した者等改正法第9条第2項各号に掲げる者以外の者の中から指名される。この審理員制度を導入することで、改正法の目的である審理の公正性を高め、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保することにつながる。

また、裁決に当たっては、処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与している場合を除き、諮問しなければならないとされる行政不服審査会等において、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることで、裁決の客観性・公正性が確保されることになる。

しかし、例外なく審理員による審理手続を導入しなければならないわけではない。改正法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について条例に「特別の定め」を置くことにより、審理員による審理手続の適用を除外することができることとしている。

条例に基づく処分に対する審査請求に関して、地方公共団体の審査会が当該処分についての諮問を受けて実質的な審理をしている場合、それらの手続により、すでに裁決の客観性・公正性が確保されており、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられるからである。

2 情報公開審査会及び個人情報保護審査会での審理について

本県での情報公開条例による公開請求又は個人情報保護条例による開示請求に係る諾否の決定について、実施機関に対して現行の行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会又は個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。審査会は情報公開又は個人情報保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を行使して公正かつ客観的に公開の可否を判断するなど、すでに審査請求に係る実質的な審理を第三者機関により行うことが制度上確保されている。

以上のことから、審査会において、すでに審理の客観性及び公正性が担保され、なおかつ、実質的な審理を行っていると考えられる。

3 改正法の審理員による審理手続を適用除外とすることについて

上記2の本県における審査会での審理の状況を踏まえれば、1(2)に前述のとおり、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められ、改正法第9条第1項ただし書に基づき、改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を情報公開条例及び個人情報保護条例に設けることが妥当であると判断する。

(参考)

行政不服審査法(抄)〈平成26年改正後〉

第2章 審査請求

第1節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第3節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
- (2) 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 第13条第1項に規定する利害関係人

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第2項各号(第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。))に掲げる者以外の者に限る。)に、前

項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項の規定による審査請求人若しくは第 13 条第 4 項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第 34 条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第 35 条第 1 項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第 36 条の規定による第 28 条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(2) 条例第 54 条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 6 号

平成 27 年 7 月 15 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

類型答申の見直しについて（諮問）

個人情報の本人収集等の原則に関し、神奈川県個人情報保護条例で定める適用除外規定に該当しないため貴審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で貴審議会へ諮問し、「類型」として答申をいただき、ひとつの適用除外事項として運用をしてきたところです。

このたび、平成26年11月26日付けの個人情報保護制度の見直しに係る貴審議会からの答申に基づき同条例を改正し、一部の類型答申について条文化等を行ったことを受け、各実施機関と類型答申の見直しについて調整をしてきたところ、この調整が整ったことから、他の実施機関に対する類型答申も含めてその見直しについて御審議いただきたく、同条例第54条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 33 号

平成 27 年 9 月 17 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

類型答申の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、平成 27 年 7 月 15 日付け情公第 6 号をもって諮問のありました「類型答申の見直しについて」は、審議の結果、別添のとおり答申します。

個人情報の収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いに関し、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）で定める適用除外規定に該当しないため当審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で当審議会へ諮問し、「類型」として答申し、ひとつの適用除外事項として運用がされてきた。

しかしながら、そうした類型答申の運用による取扱いについては、できる限り条例で規定する必要があることから、平成26年11月の個人情報保護制度の見直しに係る当審議会からの答申に基づき、今年3月に条例が一部改正され、類型答申の条文化等に関連する改正規定（条例第8条第4項、第9条第2項、第10条第2項）は、平成27年10月5日から施行することとされている。

個人情報の収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いができることとしてきた次の類型答申については、今回の条例改正において条文化等されたので、今後は条例の規定に基づき収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いの可否について判断することとなるため、廃止することとする。

<廃止する類型答申>

1 個人情報の本人外収集に係る類型答申

番号	類 型
1 (ア)	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
2 (イ)	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、指導等に必要範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
3 (ウ)	(補助金等の算定) 団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
4 (エ)	(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会等の委員を選任するため、当該附属機関、懇話会等の運営に必要な範囲内で、委員候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合
5 (オ)	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を市町村その他の団体から収集する場合

6 (カ)	(助言者等の人選) 特定の事項について助言、指導、説明等を受けるため、助言者等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
7 (キ)	(相 談) 他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合

* 「7（キ）」は平成19年11月8日付け審議会答申により追加された部分のみ廃止する。

○ これらの類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
議会	1	/	/	/	/	2	3
公営企業管理者	1	2	/	/	/	/	3
人事委員会	1	/	/	/	/	2	3
監査委員	1	/	/	2	/	3	4

【知事部局】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
19.5.14	47	各室課所	広報県民課	県民を対象とする調査の実施に関する事務	県内市町村	調査対象者のうち、外国人登録者(調査対象者が外国人登録者のみの場合を除く)

2 保有個人情報の目的外利用・提供に係る類型答申

番号	類 型
1 (ア)	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
2 (イ)	法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その

	他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
3 (ウ)	行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合 ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
4 (エ)	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。
5 (オ)	講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。
6 (カ)	統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。

○ これらの類型答申のうち、一部について答申を得ている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
監査委員	1	2	3	/	4	/

なお、上記類型答申のうち公安委員会については、該当する答申なし。

答申 年月日	番 号	類 型
18.1.12	※	<p>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視總監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合 ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <p>1 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。</p> <p>2 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。</p> <p>3 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。</p> <p>4 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。</p> <p>5 本類型に該当して提供する個人情報は、必要最小限とすること。</p>

※【知事部局】については、番号30、【公営企業管理者】については、番号12、【教育委員会】については、番号8（注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報を除く。当該情報については、番号9を参照。）、【議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、

内水面漁場管理委員会】については、番号8、【監査委員】については、番号6、【神奈川県立病院機構】については、番号15

【教育委員会】

答申 年月日	番号	類 型
18.3.17	9	<p>(県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報について) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合 ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本類型により提供する個人情報には、教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった個人情報の目的外提供に該当するものを含まないこと。 2 前項の諮問に対する答申があった場合は、同項中「教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった」とあるのは、「平成18年7月25日付け個人情報審議第210号をもって答申した」と読み替えるものとする。 3 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要であると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。 4 本類型は、法令の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除くこと。 5 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しないこと。 6 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しないこと。 7 本類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とすること。

(注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報に限る。)

【警察本部長】

答申 年月日	番号	所管室課 所名	主管室 課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・ 提供先
18.1.12	8	交通捜査課 交通指導課 各警察署	同左	報償金贈与 事務	交通事故の負傷者、救護者、被疑者、被害者	人身交通事故の捜査や負傷者の救護のために収集した個人情報を、報償金贈与事務に目的外利用	実施機関 内部
	9	総務課、 各所属	総務課	取材対応 事務	被疑者、共犯者、被害者等取材対象者	警察業務全般を通じて収集した個人情報を、取材対応事務に目的外利用	実施機関 内部

	10	総務課、各所属	総務課	表彰・賞揚・処分対象事案活動事務	表彰・賞揚・処分対象事案の被疑者・被害者・共犯者、関係者等	被疑者、被害者等の個人情報、表彰・賞揚の事務に目的外利用	実施機関内部
--	----	---------	-----	------------------	-------------------------------	------------------------------	--------

3 オンライン結合による保有個人情報の提供に係る類型答申

番号	類 型
*ア	<p>インターネット等を活用して県民に対して行政情報の提供を行う場合 ただし、次の要件に該当する場合に限る。</p> <p>(1) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。</p> <p>(2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。</p> <p>(3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。</p>

*ア) 知事（7；10.3.18答申）、議会（7；21.5.25答申）、公営企業管理者（3；16.3.25答申）、教育委員会（5；10.3.18答申）、選挙管理委員会（3；14.7.18答申）、人事委員会（2；16.1.15答申）、警察本部長（1；18.1.12答申）、労働委員会（2；21.5.25答申）、海区漁業調整委員会（4；21.5.25答申）、内水面漁場管理委員会（3；21.5.25答申）、神奈川県立病院機構（1；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

番号	類 型
*ウ	<p>インターネット等に接続するという形態により、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合</p> <p>電子申請・届出システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 事務の目的が、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するものであること。</p> <p>(2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。</p>

*ウ) 知事（10；17.3.23答申）、議会（2；同左）、公営企業管理者（5；同左）、教育委員会（8；同左）、選挙管理委員会（5；同左）、人事委員会（4；同左）、監査委員（2；同左）、労働委員会（1；同左）、

収用委員会（１；同左）、海区漁業調整委員会（２；同左）、内水面漁場管理委員会（１；同左）、神奈川県立病院機構（４；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

番号	類	型
*エ	インターネット等に接続するという形態により、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 公共施設利用予約システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。	

*エ) 知事（11；17.3.23答申）、教育委員会（9；同左）、神奈川県立病院機構（5；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

【警察本部長】

答申 年月日	番 号	類	型
19.7.19	3	インターネットに接続するという特定の形態により、県警察の各所属において、公開捜査の対象とされている重要事件に係る捜査情報を県民等に提供するに際して、被疑者及び被害者等の個人情報を取り扱う場合 インターネットを活用したオンライン結合については、提供の相手先であるインターネット利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であることから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 「県警察のホームページに警察情報を掲載する場合の個人情報保護のガイドライン」を遵守すること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。	

(3) 事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正

情 公 第 9 号

平成 27 年 10 月 29 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、別添のとおり当該指針を改正することについて貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」の一部改正について

1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、収集・利用・提供等の各場面において一般の個人情報よりも厳格な規制が及ぶこととなったこと、また、事業者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが国により制定されたことから、特定個人情報について、本指針の対象から除外するものである。

2 改正内容

特定個人情報について、本指針の対象外とする。

3 施行期日

公告日

(改正後の全文)

事業者における個人情報の取扱いに関する指針

1 はじめに

(1) この指針は、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るため、事業者が、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとなるように、神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で神奈川県が作成したものである。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、同法及び同法に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されることから、本指針の対象外とする。

また、この指針は、情報処理技術及び通信技術の進展、県民の個人情報保護意識の変化、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び法第8条に規定する指針（以下「各省庁ガイドライン」という。）の改正等に対応して、適宜必要な見直しを行うものである。

(2) この指針における「事業者」とは、法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び各省庁ガイドラインの対象となる事業者以外の事業者とする。

(3) 次に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

ア 個人情報

イ 個人情報データベース等

ウ 個人データ

エ 保有個人データ

(4) この指針に定められた内容は、法及び各省庁ガイドラインによる規制を上回るものと解釈してはならない。

2 個人情報の利用目的の特定等

(1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(2) 思想、信条、人種その他の特に慎重な取扱いを要する個人情報の取扱いについては、当該事業者が属する分野について定められた各省庁ガイドラインの規定の例による。

(3) 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(4) 事業者は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

3 個人情報の利用目的による制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

4 個人データの第三者提供の制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

5 個人データの適正管理

- (1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (5) 個人データの取扱いに従事する者は、業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。
- (6) 保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

6 保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- (5) 事業者は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

7 責任体制

(1) 事業者は、この指針に定められた内容の実効性を確保するため、個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。

(2) 個人情報の管理者は、この指針に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

8 県の出資団体等の取組

県が出資その他財政上の援助を行う団体は、個人情報の保護に関して県が実施する施策に留意しつつ、他の事業者に率先して、積極的に個人情報の保護に努めるものとする。

答 申 第 3 4 号

平成 27 年 11 月 18 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、平成 27 年 10 月 29 日付け情公第 9 号で諮問のありました「事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について」は、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。